

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国から日本へのサービスフィー送金の税務問題について

今回は、中国現地法人から日本法人に技術指導料、ロイヤルティ、経営コンサル料などの役務に対する対価（以下、「サービスフィー」という）を送金する際の税務問題について説明します。

1. 実務上よくある質問

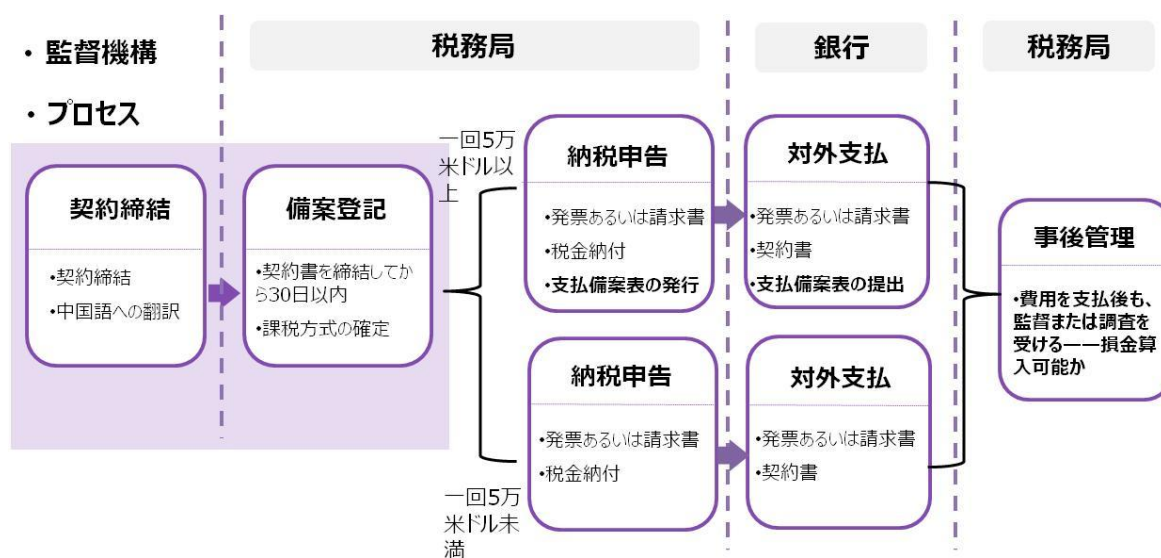
中国の日系企業から、日本法人に送金するサービスフィーに関する次のような質問をよく受けます。

- ・ 一回あたりの送金額が5万米ドル未満であれば、企業所得税の納税は不要ですか？
- ・ 送金する際に中国の税務局の許可を得たのに、その後税務調査が入り、サービスフィーの損金算入が否認されました。その根拠は何ですか？
- ・ サービスフィーを日本法人からの収入と相殺した場合にも納税義務は発生しますか？

上記の質問を回答するのに、まず中国におけるサービスフィーの海外送金の仕組みを紹介します。

2. サービスフィー送金の仕組み

中国現地法人が外国法人とサービス契約を締結した場合、金額に関係なく、所轄税務局に当該契約書を届け出（以下、「備案登記」という）なければなりません。備案登記を受理した税務局は、当該外国法人の納税義務の有無を判定し、課税方式を確定します。納税義務のある外国法人は、税務局の規定する期限内に、申告・納税を行い、5万米ドル以上の場合、「支払備案表」を取得しなければなりません。その後、銀行に関連書類を提出し、外国法人に送金を行います。詳細について、下記の図をご覧ください。



3. サービスフィー送金の税務

上記の図のように、一回あたりの送金額が5万米ドル未満であっても、所轄税務局に契約を届け出て、外国法人が中国において企業所得税の納税義務があるかどうかの判定を受けなければなりません。納税義務があるとされた場合には、外国法人が申告・納税義務を履行した後でなければ、サービスフィーを送金することはできません。一方、5万米ドル以上の場合でも、外国法人の中国における納税義務がないと判定された場合には、税務局より免税の旨を記載した支払備案表を取得すれば、サービスフィーの送金を行うことができます。



Grant Thornton

An instinct for growth™

以上のような送金手順を踏んだにもかかわらず、企業所得税の所轄税務局から、中国法人に対し、サービスフィーの損金算入が否認される可能性もあります。それは、同じ税務局内であっても、外国法人の源泉所得課税を担当する部署と、中国法人の企業所得課税を担当する部署が異なり、前者の関心ポイントは源泉地課税や租税条約の適用であるのに対して、後者の関心ポイントは、中国現地法人に係る企業所得税の損金算入および日中間の移転価格の適正性にあるからです。

お見逃しなく！

実務上、日本法人与サービス契約を締結しないケース、または送金するサービスフィーを当該日本法人からの貿易またはサービス収入と相殺するケースも見受けられます。その場合であっても、納税義務が発生しますので、留意が必要です。